

建設工事の発注における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更等の運用基準

1 目的

本運用は、中東情勢の変化に伴い、ナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）の調達が困難となっている状況を踏まえ、代替資材の調達や流通経路の見直し等により追加で必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更で計上するにあたり、必要となる手続き等を定めることを目的とする。

2 対象工事

藤枝市が発注する建設工事

3 調達検討資材

調達検討資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサ由来の建設資材とする。

具体的な資材の事例として、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む。）、防水材（シーリングを含む。）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などを想定している。一般財団法人経済調査会、一般財団法人建設物価調査会等から中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とするが、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合は、誠実に協議に応じることとする。

4 別途調達経費

別途調達経費は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合において、通常の調達に要する費用を超えて追加的に必要となる経費をいう。

材料費に連動するその他経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の変更は対象とするが、労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。

- (1) 設計図書に定める資材を調達できず、代替資材を調達した場合
- (2) 設計図書に定める資材を調達するため、流通経路を見直したことにより、別途調達経費が必要となった場合
- (3) 設計図書に定める資材を調達したが、流通状況を踏まえた別途調達経費が必要となった場合

5 設計変更等の流れ

- (1) 発注者は、発注時の設計図書に、別紙特記仕様書を添付し、本運用の適用工事であることを明示する。
- (2) 受注者は、調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、当該資材を調達する前に、調達検討資材に関する協議書（様式1）及び別途調達経費の予定額を確認できる見積書その他の必要な資料を監督員に提出し、協議するものとする。ただし、迅速な対応が必要であり、事前に書面を提出することが困難な場合は、口頭、ファクシミリ又は電子メール等により協議することができる。この場合、受注者は、事後、遅滞なく様式1及び必要な資料を提出しなければならない。
- (3) 受注者は、調達検討資材に関する実施報告書（様式2）及び資材名、調達時期、購入数量、購入単価等が記載された取引伝票、見積書、請求書等を監督員に提出する。
- (4) 受注者は、代替資材を調達しようとする場合は、当該代替資材を調達する前に、代替資材が設計

図書で求める機能や品質等を満たしていることを確認できる資料（カタログ等）を監督員に提出するものとする。

- (5) 発注者は、提出された様式 1、様式 2 及び証明書類その他必要な資料により、妥当性を確認できた別途調達経費について、設計変更の対象とする。

ただし、受注者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用は、設計変更の対象としない。また、事前協議又は第 2 号ただし書による事後の書面協議が行われず、妥当性を確認できない費用についても、同様とする。

- (6) 本運用に基づき設計変更の対象とした費用は、藤枝市建設工事請負契約約款第 25 条（スライド条項）に基づく請負代金額の変更に係る算定の対象としない。

- (7) 調達検討資材の調達方法の変更等により工期の変更が必要となる場合は、受発注者間で協議の上、適切に工期を変更するものとする。

- (8) 既契約工事については、監督員から受注者に本運用を周知し、受発注者間で協議の上、その適用を決定する。なお、本運用適用後の諸手続は、(2)から(7)までと同様とする。

6 積算方法

別途調達経費の積算は、令和 8 年 7 月 1 日付けで静岡県交通基盤部建設経済局建設業課長及び技術調査課長から送付された「中東情勢の変化による建設資材の流通を踏まえた設計変更等の運用について（送付）」のうち、土木工事については、別紙 1 中「4 積算方法」、建築工事については、別紙 2 中「6 積算方法」に準じて積算を行うものとする。

7 適用

本運用は、令和 8 年 9 月 8 日から適用する。

なお、令和 8 年 9 月 7 日以前に、一般競争入札にあっては入札公告、指名競争入札にあっては指名通知、随意契約にあっては見積依頼を行った工事（既契約工事を含む。）については、受発注者間で本運用の適用について協議が整ったものから適用する。

本運用は当面の措置であり、運用の終了については、別途通知する。